

令和6年10月波佐見町農業委員会総会議事録

日 時：令和6年10月28日(月)

午前10時30分

場 所：波佐見町役場

3階「第4会議室」

1. 出席委員

2 番 楠田 孝夫		
4 番 田中 孝喜		6 番 増田 京子
7 番 高尾 晃	8 番 谷村 英里子	9 番 村川 浩記
10 番 松下 喜光	11 番 山口 泰	13 番 西 秀敏
14 番 川島 博昭		

2. 欠席委員

1 番 小林 孝幸 3 番 山本 忍 5 番 田島 正孝

3. 事務局

事務局長 伊藤 幸治 係長 滝川 昌明

4. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

10 番 松下 喜光 11 番 山口 泰

第2 提出議案

議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について

「異議なし」により可決承認

議案第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

「異議なし」により許可相当として県知事に進達

第3 報告事項

報告第5号 農地改良等届出について

なお、議案内容については、別添提出議案集による。

令和6年10月28日（月） 午前10時30分 開会

滝川係長	ただいまから令和6年10月の波佐見町農業委員会定例総会を開会いたします。 開会にあたり川島会長からご挨拶をお願いします。
川島会長	<会長あいさつ>
滝川係長	ありがとうございました。次に先月の総会から現在までの農業委員会の会務について、引き続き川島会長から報告をお願いします。
川島会長	<先月の総会から現在までの会務報告>
滝川係長	ありがとうございました。それではここからは、議事の進行を会長が行います。
川島会長	それでは、議事日程に従って、会議を進めます。 議事日程第1「会議録署名委員の指名」をいたします。 本日の会議録署名委員は 「10番 松下委員」「11番 山口泰委員」をお願いします。
	次に、議事日程第2、提出議案の審議に入ります。 議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号1番を議題とします。事務局から説明をお願いします。
滝川係長	（別紙資料 議案第28号の申請番号1番を朗読し説明する。） 今回の申請ですが、譲渡人は世帯内に農業に従事する者がいないため維持管理が困難な状況となっており、農地の譲渡を検討していたところ、自家消費用の野菜を耕作したいと考えていた譲受人と思惑が一致され、今回の譲渡の申請がされたものであります。 なお、譲受人は、地域集落の営農活動の中で生産活動に努力するとあることから事務局としては、特段問題ないかと思います。 以上、ご審議方よろしくお願いします。
川島会長	それでは、金屋地区の担当委員である「4番 田中孝喜委員」、補足説明がありましたらお願いします。
田中委員	はい、4番 田中です。譲渡人のご主人が亡くなり管理ができなくなったそうです。ご審議方お願いします。
川島会長	それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

(意見なし)

川島会長

それではお諮りします。議案第 28 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の申請番号 1 番は、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」 と呼ぶ者あり)

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第 28 号の申請番号 1 番は、許可することにいたします。

続きまして、議案第 28 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の申請番号 2 番を議題とします。事務局から説明をお願いします。

滝川係長

(別紙資料 議案第 28 号の申請番号 2 番を朗読し説明する。)

2 番の申請ですが、1 番の申請と同様、譲渡人は世帯内に農業に従事する者がいないため維持管理が困難な状況となっており、農地の譲渡を検討していたところ、果樹を耕作したいと考えていた譲受人と思惑が一致され、今回の譲渡の申請がされたものであります。

なお、譲受人は、地域集落の営農活動の中で生産活動に努力するとあることから事務局としては、特段問題ないかと思えます。

以上、ご審議方よろしくお願いします。

川島会長

それでは、金屋地区の担当委員である「4 番 田中孝喜委員」、補足説明がありましたらお願いします。

田中委員

はい、4 番 田中です。譲受人は今回の申請農地に隣接するところに住んでおり農業従事者でもあるため管理をされると思います。ご審議方お願いします。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

(意見なし)

川島会長

それではお諮りします。議案第 28 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の申請番号 2 番は、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」 と呼ぶ者あり)

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第 28 号の申請番号 2 番は、許可することにいたします。

続きまして、議案第２８号「農地法第３条の規定による許可申請について」の申請番号３番を議題とします。事務局から説明をお願いします。

滝川係長

（別紙資料 議案第２８号の申請番号３番を朗読し説明する。）

３番の申請ですが、譲受人は以前から申請地を借りて水稻を耕作しており、所有権を移転した方が耕作に便利であるため、農地法第３条の申請をされています。

なお、譲り受けた後も今までどおり営農する予定で、地域に協力し進んで行動するとあることから事務局としては、特段問題ないかと思います。以上、ご審議方よりをお願いします。

川島会長

本日は、折敷瀬地区の担当委員である「田島委員」が欠席していますので、副担当委員である「４番 田中孝喜委員」、補足説明がありましたらお願いします。

田中委員

はい、４番 田中です。以前圃場整備をされた時にしっかりできてなかったのではと思います。引き続き耕作をされるということなので問題はないかと思っています。ご審議方お願いします。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

（ 意見なし ）

川島会長

それではお諮りします。議案第２８号「農地法第３条の規定による許可申請について」の申請番号３番は、許可することにご異議ございませんか。

（ 「異議なし。」 と呼ぶ者あり ）

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第２８号の申請番号３番は、許可することにいたします。

続きまして、議案第２８号「農地法第３条の規定による許可申請について」の申請番号４番を議題とします。事務局から説明をお願いします。

滝川係長

（別紙資料 議案第２８号の申請番号４番を朗読し説明する。）

４番の申請ですが、申請地は、一つの圃場に譲受人と譲渡人の２名、所有者がいる割田となっており、譲渡人から所有者を一つにした方が今後管理しやすいだろうと譲受人に相談したところ、経営規模の拡大を考えていた譲受人と思惑が一致され、今回、農地法第３条の申請をされています。

なお、申請された農地については、今までどおり水稻などを耕作する予定であるため周辺農地に影響を及ぼす恐れもなく、譲受人は地域に協力し進んで行動するとあることから事務局としては、特段問題ないかと思います。

	以上、ご審議方よりしくお願いします。
川島会長	それでは、田ノ頭地区の担当委員である「7番 高尾委員」、補足説明がありましたらお願いします。
高尾委員	はい、7番 高尾です。お互いに作業をしやすくするための申請になります。ご審議方お願いします。
川島会長	それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。 (意見なし)
川島会長	それではお諮りします。議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号4番は、許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし。」 と呼ぶ者あり)
川島会長	はい、それでは異議なしということで、議案第28号の申請番号4番は、許可することにいたします。 続きまして、議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号5番を議題とします。事務局から説明をお願いします。
滝川係長	(別紙資料 議案第28号の申請番号5番を朗読し説明する。) 5番の申請ですが、譲渡人は世帯内に農業に従事する者がいないため維持管理が困難な状況となっており、農地の譲渡を検討していたところ、自家消費用の野菜を耕作したいと考えていた譲受人と思惑が一致され、今回の譲渡の申請がされたものであります。 なお、譲受人は、地域集落の営農活動の中で生産活動に努力するとあることから事務局としては、特段問題ないかと思えます。登記地目は宅地となっているので今回の申請は必要ないのではないかとと思われるかと思うのですが農地法では現況主義で見ますので今回の申請は必要なものになります。譲受人は永尾郷の方で今後の管理について不安の声がありますが様子見て荒れているようであれば指導ができるように今後も注意してみていくようにしています。 以上、ご審議方よりしくお願いします。
川島会長	それでは、岳辺田地区の担当委員である「9番 村川委員」、補足説明がありましたらお願いします。
村川委員	はい、9番 村川です。事務局の説明とおおりです。ご審議方お願いします。

川島会長	それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。 (意見なし)
川島会長	それではお諮りします。議案第 28 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の申請番号 5 番は、許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし。」 と呼ぶ者あり)
川島会長	はい、それでは異議なしということで、議案第 28 号の申請番号 5 番は、許可することにいたします。 続きまして、議案第 29 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号 1 番を議題とします。事務局から説明をお願いします。
滝川係長	(別紙資料 議案第 29 号の申請番号 1 番を朗読し説明する。) 今回の申請ですが、申請地は圃場整備等もなく、また、第 1 種農地及び第 3 種農地の要件にも該当しないことから、第 2 種農地と判断され、申請地以外に代替え地がない場合等にかぎり、転用許可が可能となります。 転用の目的は、住宅への出入り口が狭く、車の出入りが困難な状況であったため、出入り口を拡張したいということで転用申請があっています。 次に被害防除計画ですが、盛土を最高 0.8m 行うとありますが、擁壁を設けて土砂流出等の対策を行うとあります。また、建物の建築もしないので日照、通風等の被害は生じないと思われます。なお、雨水の排水は、自然流下する計画となっています。 以上のことから、事務局としては、転用はやむを得ないものと判断しております。ご審議方よろしくをお願いします
川島会長	それでは、折敷瀬地区の副担当委員である「4 番 田中孝喜委員」、補足説明がありましたらお願いします。
田中委員	はい、4 番 田中です。現在の進入口は狭く道より申請地が低く段差があり度々車で落ちたりしており大きな事故につながる可能性も高く進入路を広くしておいた方がいいのではないかと譲渡人の方も快く受けてくれています。ご審議方お願いします。
川島会長	それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。 (意見なし)

川島会長	それではお諮りします。議案第29号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号1番は、許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし。」と呼ぶ者あり)
川島会長	はい、それでは異議なしということで、議案第29号の申請番号1番は、許可することにいたします。 続きまして、議案第29号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号2番を議題とします。事務局から説明をお願いします。
滝川係長	(別紙資料 議案第29号の申請番号2番を朗読し説明する。) 2番の申請ですが、申請地の転用目的は、申請地の面積1,873㎡に個人用住宅敷地7区画の分譲地を造成し、個人住宅を希望される方へ供給したいとのことです。なお、今回の造成は都市計画区域内で1,000㎡を超える開発であるため、町との開発協議が行われる予定となっています。 申請農地の種別ですが、農地に接する道路に、水管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に歯科医院と保育所があることから、第3種農地と判断され、転用許可ができる農地となります。 次に被害防除計画ですが、盛土を最高1.0m行くとありますが、擁壁を設けるため、土砂流出等の被害は生じないとあり、また、建物の高さは隣地農地に支障がないよう8.3m程度に高さを加減して建設される計画となっています。 なお、排水計画については、雨水は溜枧を設置し水路放流、汚水・生活雑排水は公共下水道接続となっています。 以上のことから、事務局としては、転用はやむを得ないものと判断しております。ご審議方よろしく申し上げます。
川島会長	それでは、折敷瀬地区の副担当委員である「4番 田中孝喜委員」、補足説明がありましたらお願いします。
田中委員	はい、4番 田中です。事務局の説明とおりで。ご審議方お願いします。
川島会長	それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。
瀬川推進委員	ここは以前は田んぼとして利用されていたのでしょうか。土をいれたりしていたようですが届出などは出してあったのですか。
滝川係長	はい。届出は出されて田畑転換をされています。

田中委員	補足ですがここは湿田だったため所有者の方も色々と管理されていたのですがなかなか難しく譲受人に購入を検討するように話をされたそうです。
川島会長	それではお諮りします。議案第２９号「農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号２番は、許可することにご異議ございませんか。 （「異議なし。」と呼ぶ者あり）
川島会長	はい、それでは異議なしということで、議案第２９号の申請番号２番は、許可することにいたします。 続きまして、議案第２９号「農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号３番を議題とします。事務局から説明をお願いします。
滝川係長	（別紙資料 議案第２９号の申請番号３番を朗読し説明する。） 申請番号３番ですが、申請番号２番の隣に位置し、譲受法人は、従業員数が以前より増加しており、また以前から業務用トラックを駐車するスペースが不足していたため、新たに駐車場を確保したいということで、転用の申請をされています。 申請農地の種別ですが、農地に接する道路に、水管及び下水道管が埋設されており、おおむね５００ｍ以内に歯科医院と保育所があることから、第３種農地と判断され、転用許可ができる農地となります。 次に被害防除計画ですが、盛土を最高０.５ｍ行くとありますが、町道内に側溝を新設し土留めするため、土砂流出等の被害は生じないと思われます。また、周辺に農地がないため、特段、営農に支障はありませんが、排水計画については、雨水は水路放流する計画となっています。 以上のことから、事務局としては、転用はやむを得ないものと判断しております。ご審議方よろしく申し上げます。
川島会長	それでは、折敷瀬地区の副担当委員である「４番 田中孝喜委員」、補足説明がありましたらお願いします。
田中委員	はい、４番 田中です。現在２０名程従業員がおり駐車場が足りおらず今回の申請に至ったとのことですので。ご審議方お願いします。
川島会長	それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。 （意見なし）

川島会長	それではお諮りします。議案第29号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号3番は、許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし。」と呼ぶ者あり)
川島会長	はい、それでは異議なしということで、議案第29号の申請番号3番は、許可することにいたします。 続きまして、議案第29号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号4番を議題とします。事務局から説明をお願いします。
滝川係長	(別紙資料 議案第29号の申請番号4番を朗読し説明する。) 4番の申請ですが、個人住宅を建設するために申請をされており、土地所有者の長男である事業計画者は、将来的に親の面倒を見る必要があるため、実家に近い土地を検討した結果、最適な土地が申請地以外になかったため、6月に農用地除外申請が出され、7月の総会でも審議したもので、今月農用地除外について県知事の同意があったことから、転用申請が提出されたものです。 申請農地は、圃場整備等もされておらず、また、第1種農地及び第3種農地の要件にも該当しないことから、第2種農地と判断され、申請地以外に代替え地がない場合等にかぎり、転用許可が可能となります。 次に被害防除計画ですが、盛土等を行わず、現状のまま利用するということで、土砂流出の恐れはないと思われます。また、建物の建築も平屋住宅であるため、日照、通風等の被害は生じないと思われます。排水計画ですが、汚水や生活雑排水は合併浄化槽を設置し、雨水の排水は北側の既存道路側溝に排水する計画となっています。 以上のことから、事務局としては、転用はやむを得ないものと判断しております。ご審議方よろしくをお願いします。
川島会長	それでは、村木地区の担当委員である「13番 西秀敏委員」、補足説明がありましたらお願いします。
西秀俊委員	はい、13番 西です。事務局の説明とおおりです。ご審議方お願いします。
川島会長	それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。 (意見なし)

川島会長	それではお諮りします。議案第２９号「農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号４番は、許可することにご異議ございませんか。 （「異議なし。」と呼ぶ者あり）
川島会長	はい、それでは異議なしということで、議案第２９号の申請番号４番は、許可することにいたします。 続きまして、議案第２９号「農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号５番を議題とします。 申請番号５番については、譲受人が、〇〇委員の同居の親族にあたるため、農業委員会等に関する法律第３１条の「議事参与の制限」に基づき、〇〇委員は議事に参与することができませんので、一時退室をお願いします。 （〇〇委員退室）
川島会長	それでは、事務局から説明をお願いします。
滝川係長	（別紙資料 議案第２９号の申請番号５番を朗読し説明する。） 申請番号５番ですが、譲受人は、妻の実家で現在同居していますが、子供もおり手狭になってきたため、新たに住宅を建築したいということで、農地の転用を申請されています。 申請地は圃場整備等もなく、また、第１種農地及び第３種農地の要件にも該当しないことから、第２種農地と判断され、申請地以外に代替え地がない場合等にかぎり、転用許可が可能となります。 次に被害防除計画ですが、盛土を最高１.５ｍ、切土を最高１.８ｍ行くとありますが勾配を緩やかにして法面保護を行い土砂流出などの対策を行うとあります。また、日照、通風等に影響が無いよう建物の高さを加減するとあり、雨水の排水は、水路放流、汚水や生活雑排水は合併浄化槽を設置し道路側溝に流れていく計画となっています。 なお、一般個人住宅の転用については、法面、進入路等を除く有効面積の上限の目安は５００㎡となっております。今回、申請地の所要面積は５３９㎡になりますが、土地利用計画図に記載がある北側法面１２．６５㎡と南側法面６６．０８㎡を除いた有効面積は、４６０．２７㎡となっておりますので、上限の目安は超えないことになります。 以上のことから、事務局としては、転用はやむを得ないものと判断しております。ご審議方よろしくお願いします
川島会長	それでは、田ノ頭地区の副担当委員である「８番 谷村委員」、補足説明がありましたらお願いします。

谷村委員	はい、8番 谷村です。申請地は狭い農地なのですが段々になっており管理はされていましたが耕作はしばらくされていませんでした。ご審議方お願いします。
川島会長	それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。 (意見なし)
川島会長	それではお諮りします。議案第29号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号5番は、許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし。」 と呼ぶ者あり)
川島会長	はい、それでは異議なしということで、議案第29号の申請番号5番は、許可することにいたします。 〇〇委員の入室を許可します。 (〇〇委員入室)
川島会長	続きまして、議事日程第3 報告事項に入ります。報告第5号「農地改良等届出について」、事務局からの説明をお願いします。
滝川係長	(別紙資料 報告第5号を朗読し報告する。)
川島会長	報告事項については、審議をいたしませんので、これで日程第3報告事項を終わります。 以上で本総会に付された案件はすべて終了致しましたので、波佐見町農業委員会10月定例総会を閉会致します。 *終了後、会長の号令により起立、解散のあいさつ。